

2026年 2月14日

東京都渋谷区本町 2 丁目 6 番地 3 号 J1初台ビル4F

ザムソン株式会社

代表取締役 飛田 篤志



該非判定書

下記に記載されている弊社製品の輸出管理該非について、 輸出貿易管理令別表第1 第3項 (2) 7 および
米国輸出管理規制 (EAR) に基づき判定いたします。

ベローズ弁については、輸出貿易管理令別表第1 第2項 (33) の該当性も確認対象としております。

製品名： ライニング グローブバルブ
ライニングバタフライバルブ
ライニングボールバルブ

製品の概要： 配管の流路を開閉します。
弁体の位置変化により、流体を調整します

型式 (Type) ファイファー製 BR1a / 1b / 10a / 10e / 20a

口径 10A 以上

材質 ダクタイル鋳鉄、鍛造鋼 (1.0460 / A105 : サイズ20~50Aボール弁のみ)
接液被覆(ライニング) 部 : PTFE または PFA

判定結果：該当

判定理由：別表 3(2)セイ (三) : フッ素重合体で接液部が被覆されている為。

本判定は、2026年2月14日付施行の政省令改正に対応しています。

なお、キャッチオール規制（輸出令別表第1の16項）にも該当します。

貴社で需要者および最終用途をご確認の上、必要に応じて経済産業省への許可申請を行っていただけますようお願い申し上げます。

但し、輸出先が輸出令別表第3の国（ホワイト国）であれば許可申請不要です。

また、米国輸出管理規制 (EAR) につきましては、輸出管理規制 (EAR) の対象品目外のため
対象外と判定します。